

経営者・法務担当者のためのニュースレター

Page1

弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

今月の内容

- ●女子アナ内定取消訴訟和解へ一今回の事件を踏まえて
- ●不当表示に課徴金ー景品表示法改正
- ●セミナー情報
- ●新入所者のご紹介 竹下龍之介

●女子アナ内定取消訴訟和解へ一今回の事件を踏まえて

昨年秋に内定取消しの撤回を求めて東京地 方裁判所に地位確認訴訟を提起していた大学 生笹崎さんの事件ですが、今月に入って和解 が成立するという報道がありました。

訴訟提起からわずか数か月のスピード解決 となった今回の事件について考えてみます。

〇内定取消しの要件

以前の TIMES でご紹介しましたが、内定は法的には労働契約の成立を意味しています。したがって、取消しには、

客観的合理性 社会通念上の相当性

の2つの要件を満たす必要があります。

笹崎さんの件では、銀座のクラブホステスの アルバイト経験を採用試験時に日本テレビに報 告していなかったことが虚偽報告に当たるとして取消しの理由に挙げられていました。

したがって、女子アナウンサーという職業において、過去のホステスのアルバイトという経歴がどれほど影響するか、虚偽報告の重大性に関する裁判所の判断が注目されていました。

○裁判所の和解勧告の意味

報道によれば、今回の裁判では、第1回の 期日が行われたのちに、その後の裁判の進行 を協議する場が設けられたとのことです。そ して、間もなく、笹崎さんの内定取消しを日 本テレビ側が撤回し、今年4月からの入社を 内容とする和解が成立しています。

この経過からすれば、日本テレビ側が主張していた理由が内定取消しの要件を満たさないという心証を裁判所が抱いていた可能性があるといえます。そのため、裁判所が和解勧告も視野に協議を進め、早期解決を促したのです。

弁護士法人デイライト法律事務所

博多オフィス 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7階 電話番号: 092-409-1068 FAX: 092-409-1069

小倉オフィス 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野2-12-21SSビル8階 電話番号: 093-513-6161 FAX: 093-513-6162

e-mail:info@daylight-law.jp 電話受付時間:平日午前9時~午後9時 事務所サイトwww.daylight-law.jp 労働問題専門特化サイトwww.fukuoka-roumu.jp



この記事につい てのお問い合わ せは西村までお 気軽にどうぞ。

経営者・法務担当者のためのニュースレター

Page2

女子アナウンサーは世間のイメージが大事であることには間違いありませんが、特別な資格などが要求されているわけではありません。その意味で、イメージの問題に過ぎない今回の虚偽報告では、内定取消しは認められないと裁判所として考えていると今回の件から言えると思います。

〇日本テレビ側の法的リスク

他方で、今回のスピード解決の背景には日本テレビ側の企業イメージ悪化はもちろん、 法的なリスクを踏まえての判断だったと思います。

すなわち、今回の裁判が長期化すれば、入 社予定日であった4月を過ぎてしまいます。 この場合、内定取消しが無効であると判断さ れると、企業側に勤務できなかったことの責 任があるということになるため、4月以降の 賃金の支払いを命じられるリスクがあった のです。

そこまでのリスクを負って、取消しを維持することに日本テレビ側も消極的になった ということでしょう。

〇残る火種一配置転換などの新たな問題

和解は成立し、これでこの問題はいったん終結したことになります。しかし、笹崎さんは4月から入社するわけですが、女子アナウンサーといえども会社員です。

つまり、今後、日本テレビは就業規則など 各種規則に則って、笹崎さんの人事を管理し ていくことになります。

そのため、入社後に配置転換などを行う可能性も十分にあり、改めて労務トラブルに発展する可能性があるということです。

笹崎さんは金銭解決ではなく、あくまでも アナウンサーとしての入社を求めていたことから考えても、アナウンサーとしての強い こだわりが感じられ、今後成績不振等を理由 とする配置転換などについても法廷に持ち 込まれるかもしれません。

採用内定については、弊所HPにも掲載していますので、そちらもご確認下さい。

http://www.fukuoka-roumu.jp/110/11050
/index.html#001556

● 不当表示に課徴金一景品表示法改正

マクドナルドを皮切りに食品の異物混入が次々と明らかになり、社会問題化しています。この問題は、法的には企業がどこまで管理体制を築いて混入を防ぐことができるかという点が重要です。

こうした食品の安全や広告表示を取り扱う消費者庁は、今回の一連の問題について企業に注意喚起を呼びかける方針ですが、昨年末に不当表示に関しても、重要な法改正が行われました。

○ 不当表示とは

景品表示法が規制対象としている不当表示は大きく分けて3つあります。

- ①優良誤認表示
- ②有利誤認表示
- ③内閣総理大臣が指定する不当表示

3つ目のものは、広告のあり方が時代に応じて大きく変わっていくため、法改正で間に合わないものが生じないようにその都度指定をできるようにされています。この指定で無果汁の清涼飲料水についての表示などが規制されています。



経営者・法務担当者のためのニュースレター

○ 優良誤認表示と有利誤認表示

優良誤認表示とは、商品やサービス内容を 本来のもの以上に表示するものです。

例えば、科学的な実証がないにも関わらず、「100%やせる薬」などと謳う健康食品は優良誤認表示に当たります。

一時世間をにぎわせたホテルのレストランのメニューにおける産地偽装もこの優良 誤認表示の規制の対象となります。

他方,有利誤認表示については,商品やサービスの価格をはじめとする契約条件について,著しく有利な条件であると誤信される表示をいいます。

例えば、数量を限っていないにもかかわらず、「限定〇人」などと表示して販売する場合は、この規制の対象となります。

有利誤認表示ではいわゆる二重価格が問題となります。具体的には、本来の価格が1000円の商品を1500円で販売しているかのように表示し、その上で、「50%引きの750円」と表示して販売する方法をいいます。この例だと、実際には250円しか値引きがないにもかかわらず、750円安くなっていると買い手が誤信することになります。

こうした二重価格の問題は近年急速に普及しているインターネットショッピングでよく起こっています。

不当表示については、当事務所の下記サイトをご覧下さい。

http://www.daylight-law.jp/110/115001/index.html#001527

○ 今回の改正一課徴金制度の導入

これまで不当表示に対する企業の責任としては、消費者に対する損害賠償責任や差止請求と行政からの措置命令といったものがありました。

もっとも、これらの措置は必ずしも実効性の高いものとはいえませんでした。理由としては、措置命令に従って対応すれば、罰則等の措置はないからです(なお、措置命令に従わなかった場合には2年以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。)。また、消費者の個別の損害賠償責任も低額なため、実際に請求するケースは少ないのが現状です。

そこで、今回の改正で課徴金制度を導入することにしたのです。

具体的には、先程述べた不当表示を行ったものに対して、課徴金を課すことになります。課徴金の金額は、原則として問題となった不当表示に関する商品の売上額の3%と定められています。これまで金銭的な責任がそれほど大きくなかったことからすれば、今回の改正は、不当表示規制が進むきっかけになるかもしれません。

この改正の施行は、公布から1年6か月以内ということとなっており、早ければ年内にも導入されます。

とりわけ、製造業や小売業の皆様は、自社 の商品やサービス、料金表示のあり方につい て、今一度見直していただければと思いま す。また、ご不明な点があれば何なりと弁護 士にご相談ください。

● セミナー情報

本年も当事務所では、セミナーを精力的に

経営者・法務担当者のためのニュースレター

Page4

行って参ります。今後の予定は以下のとおり です。

3月3日(火) 14:00~17:00 「合同労組・ユニオン対策セミナー」 当事務所講師 宮﨑 参加費 300円(定員24名) 顧問先企業様は無料です

3月6日(金) 18:00~20:30 「社労士のための合同労組対応セミナー」 当事務所講師 宮﨑, 西村, 森内 参加費 3000円(定員24名) 顧問先企業様は無料です

4月22日(水) 18:30~20:30 「パートタイム労働法改正による影響と対 策」

当事務所講師 宮崎 参加費 3000円 (定員15名)

会場はいずれも**当事務所セミナールーム** です。

合同労組セミナーについては、各企業ともこの春の大幅なベアを要求する動きがあり、対応策を事前に押さえておくべきといえます。3月6日のセミナーでは、社労士の先生方に当事務所弁護士の3人が具体的事例も交えて団体交渉対応について解説いたします。

また、パートタイム労働者のセミナーでは パートタイム労働法が4月に改正となりま すので、改正点をしっかりと押さえていただ き、パートタイム労働者の適切な労務管理に 役立てていただければと思います。

多くの皆様のご参加をお待ちしておりま す。詳しくはこちらをご覧下さい。

http://www.daylight-law.jp/138/

●新入所者のご紹介─竹下龍之介

昨年の12月から当事務所に 竹下龍之介弁護士が入所しま した。どうぞよろしくお願い いたします。



Q 出身は? 宮崎県です。

Q 学歴は?

慶應義塾大学法学部卒業後、東京都立大学の 法科大学院で学びました。

Q 弁護士となった理由は? 大学時代に、依頼者のために仕事をなさっている弁護士の先生方の様子をみて、憧れたからで

す。 Q 専門分野は? 離婚分野、労働分野(医療、介護事業)です。

Q 趣味は?

映画鑑賞です。SF映画が好きです。

Q 好きなスポーツは?

水泳です。週に1度は泳ぎたいと思っています。

Q 好きな食べ物は?

ラーメンです。いろいろなお店を食べ歩いています。

Q休日の過ごし方は?

福岡に住むのは初めてで新鮮なので、近所を散策することが多いです。

Q座右の銘は?

『感謝』

いつも感謝の気持ちを忘れないように心がけています。

Qご覧になられている皆様へ

弁護士として、皆様の問題解決のご期待に添えるよう、全力を尽くします。今後とも、よろしくお願いします。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで 西村 裕一

電話番号: 093-513-6161

e-mail:info@daylight-law.jp